

# 契 約 書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と、\_\_\_\_\_ (以下「乙」) は、乙が運営する  
保育事業に (以下「本業務」) について、次の通り業務連携契約を締結する。

## 第 1 条 (目的)

甲は本業務を乙と連携し、関連法規を遵守し甲乙信義誠実の原則に従って本契約を遂行する事を目的とする。

## 第 2 条 (本業務内容)

本業務の主たる内容は、企業主導型保育に係る次の業務とする。

- (1) 甲に雇用されている者の監護する乳児および幼児の保育業務。

## 第 3 条 (個人情報保護)

甲乙は、本業務上知り得た全ての個人情報を厳重に取り扱うものとし、これを正当な理由なく第三者に提供・漏洩してはならない。この個人情報保護の義務は、本契約終了後も同様である。

## 第 4 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結から 1 年間とし、乙側の保育園に空き枠がある場合に受け入れ可能とする。甲乙いずれか一方からの書面による解約申し入れがない場合は、以後自動的に 1 年間更新されるものとし、これ以後も同様とする。なお、甲又は乙は、本契約の有効期間であっても、甲乙いずれか一方が相手方に 3 か月以上の予告期間を設けて文書にて通告することにより、本契約を解約することが出来るものとする。また、変更の場合も事前に両社協議の上行うものとする

## 第 5 条 (契約の解除)

甲または乙が、次の各号の一に該当する場合、相手方は催告することなく、この契約を解除できる。

- (1) 保育園が開園できなかった場合、この契約を解除できる
- (2) 本契約の条項に違反し、相手方からの改善の要求に対しても、この契約を解除できる
- (3) 故意又は重大な過失により、相手方に重大な損害を与えた場合
- (4) 破産・民事再生などの申立てを受け、または自ら行った場合

前項の解除は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

## 第 6 条 (規定外事項)

この契約に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた時は、甲乙信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月

甲：

印

乙：

印